

令和4年度福島県献血推進計画

令和4年3月30日

目 次

はじめに	1
第1節 令和4年度に献血により確保すべき血液の目標量	1
1 献血により確保すべき血液の目標量	
(1) 需要見込量	
(2) 献血目標量	
2 全血献血及び成分献血の実施方法	
(1) 全血献血（200mL, 400mL）	
(2) 成分献血	
3 市町村別献血目標	
4 移動採血車運行計画の策定等	
5 献血目標量の確保	
第2節 前節の目標量を確保するために必要な措置に関する事項	2
1 献血に関する普及啓発活動の実施	
ア 献血推進キャンペーン等の実施	
イ 若年層の献血への理解を深めるための普及啓発	
ウ 献血出前講座や献血セミナーの開催	
エ 複数回献血の推進	
オ 「キビチーちゃん」を活用した啓発	
2 献血功労等の顕彰	
3 会議等の開催	
4 献血推進協議会の活用	
5 その他関係団体等による取組み	
6 血液製剤使用適正化普及事業	
ア 輸血療法委員会等の設置の促進	
イ 血液製剤使用に係わる懇談会の開催	
(ア) 血液製剤使用指針等説明会の開催	
(イ) 輸血に関するアンケート調査の実施	
(ウ) 福島県合同輸血療法委員会の開催	
第3節 その他献血の推進に関する重要事項	4
1 献血の推進に際し、考慮すべき事項	
(1) 献血者が安心して献血できる環境の整備	
(2) 血液検査による健康管理サービスの充実	
(3) 献血者の利便性の向上	
(4) 血液製剤の安全性の向上のための取組み	
(5) まれな血液型の血液の確保	
(6) 200mL全血献血の在り方について	
2 災害時等における血液の確保等	
3 供給体制の整備と在庫管理	
4 献血推進施策の進ちょく状況等に関する確認・評価	
別表1 令和4年度献血目標	
別表2 全血献血に係る移動採血車（市町村）と血液センターの配分	

令和4年度福島県献血推進計画

はじめに

本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第9条に規定する基本方針及び同法第10条第1項に規定する献血推進計画に基づき、同法第10条第5項の規定により福島県が定める令和4年度の献血の推進に関する計画である。

なお、本県の一部は、平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故による避難指示区域等に設定されているため、本計画はこのような状況を踏まえて作成した。

第1節 令和4年度に献血により確保すべき血液の目標量

1 献血により確保すべき血液の目標量

(1) 需要見込量

令和4年度の輸血用血液製剤は赤血球製剤104,110単位、^{しょう}血漿製剤23,500単位、血小板製剤101,000単位が必要と見込まれる。

(2) 献血目標量

東北六県で必要とする血液（原料血漿を含む。）を各県で按分して確保するため、令和4年度に献血により本県において確保すべき血液の目標量を、200mL献血が251リットル、400mL献血が20,004リットル、^{しょう}血漿成分献血が7,464リットル、血小板成分献血が4,935リットルの計32,654リットルとする。

なお、目標とする献血換算単位数（200mL換算）及び目安とする献血人数については、別表1のとおりとする。

2 全血献血及び成分献血の実施方法

(1) 全血献血（200mL、400mL）

全血献血は、県内の各市町村を巡回する福島県赤十字血液センター（以下「血液センター」とする。）の移動採血車による確保を主体とする。血液センター（固定施設）においては、Rhマイナス型や緊急時の全血献血への対応と併せて、通常的全血献血、特に400mL献血の確保にも対応する。

なお、全血献血に係る移動採血車（市町村）と血液センターの配分は、別表2のとおりとする。

(2) 成分献血

成分献血（^{しょう}血漿成分献血及び血小板成分献血）は、採血に時間を要することから、献血環境を考慮し、各血液センター及び献血ルーム等の固定施設において全ての採血を行う。

3 市町村別献血目標

移動採血車による全血献血は市町村別に確保することとし、移動採血車による献血目標を令和3年6月1日現在における生産年齢人口（推計）及び過去の実績を加味して按分し、各市町村の献血目標とする。

なお、令和4年度の各市町村の献血目標は別に定める。

4 移動採血車運行計画の策定等

県及び市町村は、血液センターと十分協議して、移動採血車による採血等の日程を設定し、そのための公共施設の提供等、採血事業者の献血の受入りに協

力する。

5 献血目標量の確保

県、市町村及び血液センターは、県内の医療機関における需要及び血液製剤の安全性の観点から、400mL献血の必要性が高い現状を踏まえ、設定された目標量の確保に努める。

第2節 前節の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

1 献血に関する普及啓発活動の実施

- (1) 県及び市町村は血液センターの協力を得て、広く国民各層に治療に必要な血液製剤の確保が善意の自発的な献血によって支えられていることを含め、献血に関する理解と協力を求めるため、県民に対し、普及及び啓発を行う。
- (2) 県及び市町村は、血液センターの協力を得て、より多くの県民が献血に参加できるよう、地域の実情に応じた啓発を行い、献血への関心を高める。
- (3) 血液センターは、県及び市町村等の関係者の協力を得て、献血者が継続して献血に協力できる環境の整備を行うとともに、献血者に必要な情報を提供すること等により、献血への一層の理解と協力を呼びかける。
- (4) 県、市町村、血液センター及び医療関係者は、県民に対し、献血の必要性や血液の利用実態等について正確な情報を伝え、各種の普及啓発を実施する。
- (5) 県、市町村及び血液センターは、血液製剤の安全性を確保するため、感染症の検査を目的とした献血を行わないよう様々な広報手段を用いて周知徹底を図る。
- (6) 血液センターは、県、市町村、製造販売業者等の協力を得て、普及啓発資材等を活用し、近年需要が増大している血漿分画製剤について、献血から得られた血液を原料とすることや、多くの疾患の治療に欠かすことができないことなどを周知するとともに、安定供給が確保されるよう、成分採血への協力を呼びかける。

これらを踏まえ、以下に掲げる献血推進のための施策を実施する。

ア 献血推進キャンペーン等の実施

- (ア) 県は、特に必要性が高い400mL献血及び成分献血の推進及び普及のため、7月に「愛の血液助け合い運動」を、1月から2月までに「はたちの献血キャンペーン」を実施する他、血液の供給状況に応じて献血推進キャンペーン活動を緊急的に実施する。また、テレビ、SNSを含むインターネット、ポスター等様々な広報手段を用いて、県民に献血への理解と協力を呼びかけるとともに、献血場所を確保するため関係者に必要な協力を求める。また、ポスター等についてはインターネット上の情報にアクセスしやすい工夫をする。
- (イ) 県、市町村及び血液センターは、これらの献血推進活動を実施する。
- (ウ) 県は、市町村等関係機関に対して文書等による事業の協力依頼を行う。
- (エ) 県は、原則として7月の「愛の血液助け合い運動」月間中、県内13市において、各市との共催による街頭献血キャンペーンを開催する。

イ 若年層の献血への理解を深めるための普及啓発

県、市町村及び血液センターは、地域の実情に応じて、若年層の献血への関心を高めるため、学校等に対して、ボランティア活動である献血について情報提供や学生献血推進ボランティア等の同世代からの働きかけの支援を行う。

- (ア) 県は、「ジュニア献血ポスターコンクール事業」として、以下の内容を実施する。
- a 将来の献血者確保と一般県民への献血思想の普及啓発を目的として、県教育委員会の協力の下に、中学生を対象とした献血基礎知識の啓発を兼ねたポスターコンクールを実施する。
 - b 優秀作を用いたポスターを作成し中学校等に配布し、広く県民に対し、献血思想の普及啓発を行う。
- (イ) 県は、大学生等ボランティアによるキャンペーンを支援し、ボランティア団体の育成及び若年層献血者の増加を図る。
- (ウ) 県及び血液センターは、次世代の献血者を育てていくために親から子へ献血や血液製剤の意義を伝えることが重要であることから、子育て中の20代、30代までを中心に啓発を行うとともに、親子が参加しやすい献血推進活動の実施、並びに採血所に託児体制を確保するなど、親子が献血に触れ合う機会を設け、利用しやすい環境の整備を行う。
- (エ) 県及び血液センターは、特に若年層への啓発を効果的に行うため、報道機関の協力を得て、若者と同世代のアイドル等による献血推進ラジオ番組や、若年層向けの雑誌、放送媒体、SNS等インターネットを含む様々な広報手段を用いて気軽に目に触れる機会を増やし、若年層へ、献血への協力意識を喚起する。

ウ 献血出前講座や献血セミナーの開催

県、保健所を設置する市及び血液センターは、若年層へ献血の意義や血液製剤について分かりやすく説明し、正しい知識の普及啓発を図るため、保健福祉事務所（保健所）による「献血出前講座」や血液センターによる「献血セミナー」を開催する。

また、県及び市町村は、「献血出前講座」や「献血セミナー」を積極的に活用してもらえよう学校等に情報提供を行う。

エ 複数回献血の推進

(ア) 県、市町村及び血液センターは、複数回献血の重要性や安全性について広く周知し、複数回献血を推進することにより、血液製剤の安定供給を図る。

(イ) 血液センターは、献血者から継続的な献血への協力を得られるよう、献血者へのサービスの向上を図るとともに、平素から献血者に対し、複数回献血への協力を呼びかける。特に若年層に対しては、「イ 若年層の献血への理解を深めるための普及啓発」等に定める取組を通じて、複数回献血の推進を図る。

オ 「キビチーちゃん」を活用した啓発

平成8年度に作製した献血マスコット「キビチーちゃん」を活用した各種啓発を行う。

2 献血功労等の顕彰

ア 県は、献血事業に功労のあった団体又は個人に対して福島県知事感謝状を贈呈する。

イ 日赤県支部及び血液センターは、各市町村の協力を得て、献血に功労のあった個人・団体に表彰を行う。

ウ 県は、各市町村の協力を得て、国が開催する献血運動推進全国大会における厚生労働大臣表彰等に対し、積極的に該当団体等を推薦する。

3 会議等の開催

県は、適切な時期に、次の会議等を開催する。

- ア 令和4年度市町村献血担当課長会議
- イ 令和4年度市町村献血担当者等会議
- ウ 次年度目標設定会議

4 献血推進協議会の活用

- ア 県は、献血推進協議会を開催し、献血事業の課題について協議を行い、献血推進事業の基本となる献血推進計画を策定する。
- イ 市町村は、各地域における献血推進協議会や献血推進団体等を活用し、それぞれの地域の実情に応じた献血推進事業について検討する。

5 その他関係団体等による取組み

その他関係団体及び企業等は、その構成員に対し、ボランティア活動である献血に対し積極的に協力を呼びかけるとともに、献血のための休暇取得を容易にするよう配慮するなど、献血しやすい環境作りを推進する。

また、県、市町村及び血液センターは、関係団体及び企業等に対して、特に20代・30代の献血促進について協力を求める。

6 血液製剤使用適正化普及事業

ア 輸血療法委員会等の設置の促進

県は、適切な機会をとらえて、県内の医療機関に対して、院内における輸血療法委員会、責任医師の任命及び輸血部門の設置の促進に努める。

イ 血液製剤使用に係わる懇談会の開催

県内における血液製剤使用の現状・問題点等を整理・検討し、その結果に基づき今後の具体的施策を検討するため、懇談会を開催する。

(ア) 血液製剤使用指針等説明会等の開催

国が定めた血液製剤使用指針等の周知を図るため、医師等の医療従事者を対象とした説明会及び自己血輸血の普及を図るための講習会を開催する。

また、血液製剤の供給量の増加や献血人口の減少、利用実態等についての正確な情報伝達を行うとともに、献血者等の意見を踏まえつつ、これらの情報提供や普及啓発の手法等の改善に努める。

(イ) 輸血に関するアンケート調査の実施

血液製剤の使用状況等を調査し、その需要状況を把握するため、病院等を対象に「輸血に関するアンケート調査」を実施する。

(ウ) 福島県合同輸血療法委員会の開催

効果的な血液製剤使用適正化の方策について検討するため、県内の医療機関に設置されている輸血療法委員会の構成員を対象とする合同輸血療法委員会を開催する。

第3節 その他献血の推進に関する重要事項

1 献血の推進に際し、考慮すべき事項

(1) 献血者が安心して献血できる環境の整備

ア 血液センターは、献血者の個人情報保護するとともに、採血の業務の管理を適正に行うこと等により、献血者が安心して献血できる環境の整備を行い、採血時の安全性を確保し、採血時の事故に備える等の措置を講ずる。

イ 血液センターは、献血の受入れに際して献血申込者を懇切丁寧に処遇し、不快の念を与えぬよう特に留意する。その際、献血ができなかった者に対

しては、その理由について分かりやすく説明するなど、その後の献血推進への協力につながるよう配慮する。また、献血者の要望を把握し、献血受入体制の改善に努める。

ウ 血液センターは、特に初回献血者が抱えている不安等を払拭するため、採血の手順や採血後の過ごし方等について、映像やパンフレット等を活用した事前説明を十分に行い、献血者の安全性を図る。

エ 県は、血液センターによるこれらの取組みを支援する。

オ 血液センターは、新興・再興感染症のまん延下の状況であっても、献血者が安心して献血できるよう感染症対策を十分に行うとともに、献血者へ対策についての情報発信を適切に行う。

(2) 血液検査による健康管理サービスの充実

血液センターは、献血制度の健全な発展を図るため、採血に際し、献血者の健康管理に資する検査を行い、献血者の希望を確認して、その結果を通知する。

(3) 献血者の利便性の向上

血液センターは、安全性に配慮しつつ効率的に採血を行うため、立地条件等を考慮した採血所の効果的な運用、献血受入時間帯の設定及び移動採血車による計画的採血、WEB予約の積極的な推進等、献血者の利便性と安全で安心な献血に配慮した献血の実施に努める。

(4) 血液製剤の安全性の向上のための取組み

血液センターは、HIV等の感染症の検査を目的とした献血を防止するため、本人確認や問診を徹底し、血液製剤の安全性の確保を図る。

また、県及び保健所を設置する市は、必要に応じ、医療関係者が安全対策を適切に実施するよう指導に努める。

(5) まれな血液型の血液の確保

血液センターは、まれな血液型を持つ患者に対する血液製剤の供給を確保するため、当該献血者に対し、登録の充実を図る。

(6) 200mL全血献血の在り方について

200mL全血献血については、将来の献血基盤となる若年層の初回献血を中心に推進するものとする。

2 災害時等における血液の確保等

(1) 県は、別に定める「福島県地域防災計画」において、災害時等において医療需要に応じた必要な血液等が適切に供給されるよう所要の措置を講ずる。

(2) 県及び市町村は、災害時等における献血が確保されるよう、血液センターと連携して必要とされる献血量を把握した上で、様々な媒体を活用し、需要に見合った全県的な献血の確保を行う。

(3) 県及び市町村は、災害時において、血液センター等関係者と連携し、献血により得られた血液が円滑に現場に供給されるよう措置を講ずる。

(4) 血液センターは、災害時における献血受入体制を構築し、全県的な需給調整等の手順を定め、県及び市町村と連携して対応できるよう備えることにより、災害時における献血の受入れに協力する必要がある。

(5) 血液センターは、被害状況等の情報収集を行った上で、献血の受入れの可否について判断するなど、献血者の安全に十分に配慮する。

(6) 血液センターは、あらかじめ災害時等に備えて、関係者との通信手段の確保、広域的な需給調整の対応を含む事業継続計画を定める。県及び市町村は、広域的な需給調整を行う際など、血液センターの取組を支援する。

(7)採血事業は、医療体制の維持に不可欠なものであることを踏まえ、血液センターは、新興・再興感染症のまん延下の状況であっても、医療需要に応じた血液製剤の安定供給を図るため、安心・安全な血液環境の保持と献血者への感染防止を図るとともに、様々な広報手段を用いて、献血への協力を呼びかける。また、県及び市町村は、血液センターの取組を支援する。

3 供給体制の整備と在庫管理

(1) 県及び血液センターは、赤血球製剤等の在庫水準を随時把握し、在庫が不足する場合又は不足が予測される場合には、血液が適切に供給されるよう必要な措置を講ずる。

(2) 献血推進のための危機管理対応マニュアルは、別に定める。

4 献血推進施策の進ちよく状況等に関する確認・評価

(1) 県及び市町村は、献血推進のための施策の進ちよく状況、血液センターによる献血の受け入れの実績について確認し、その評価を行うことにより、必要に応じ、献血推進のための施策の見直しを行う。

(2) 血液センターは、献血の受入れに関する実績や体制等について評価を行い、献血の推進に活用する。

別表 1

令和 4 年度献血目標

区 分		献血換算単位数 (単 位)	献 血 量 (リットル)	献 血 人 数 (人)
全血献血	200mL献血	1, 255	251	1, 255
	400mL献血	100, 022	20, 004	50, 011
	小 計	101, 277	20, 255	51, 266
成分献血	血漿成分献血		7, 464	13, 888
	血小板成分献血		4, 935	9, 007
	小 計		12, 399	22, 895
合 計			32, 654	74, 161

※200mL献血=1単位、400mL献血=2単位とする。

※200mL献血=0.2リットル、400mL献血=0.4リットルとする。

※血漿成分献血由来：4単位=0.544リットルとする。

※血小板成分献血由来 分割=0.583リットル、非分割=0.496とする。

別表2

全血献血に係る移動採血車（市町村）と血液センターの配分

		移動採血車 (市 町 村)	血液センター	合 計
献血換算単位数 (単位)		78,997	22,280	101,277
献 血 量 (リットル)		15,799.4	4,456.0	20,255.4
献 血 人 数 (人)	200mL 献 血	979	276	1,255
	400mL 献 血	39,009	11,002	50,011
	合 計	39,988	11,278	51,266

※200mL献血=1単位、400mL献血=2単位とする。

※200mL献血=0.2リットル、400mL献血=0.4リットルとする。